

企業局事業概要



水道用水供給事業

水道用水供給事業とは、市町村等へ水道用水を広域的に供給するもので、いわば、水の卸売り業の役割を果たしています。家庭や学校などの地域社会に直接給水を行うのは市町村等の事業です。

沖縄本島の市町村は、独自の水源を持たないところが多いことから、企業局がダムや河川などから取水し浄水処理した上で、これらの市町村等に水道用水を供給しています。

令和2年度は、沖縄本島北部の比較的水源に恵まれた国頭村、大宜味村、東村、宜野座村を除く本島22市町村と周辺離島(伊江村、粟国村、北大東村、座間味村(阿嘉・慶留間地区))の4村、計26市町村へ1日当たり約42万1,500^mの水を供給しました。

今後、上記に加え、沖縄本島周辺の離島6村へ水道用水を供給するための施設設備に着手しており、条件の整った離島から順次用水供給を開始する予定です。

※ 本島22市町村には、南部水道企業団の南風原町と八重瀬町を含みます。



工業用水道事業

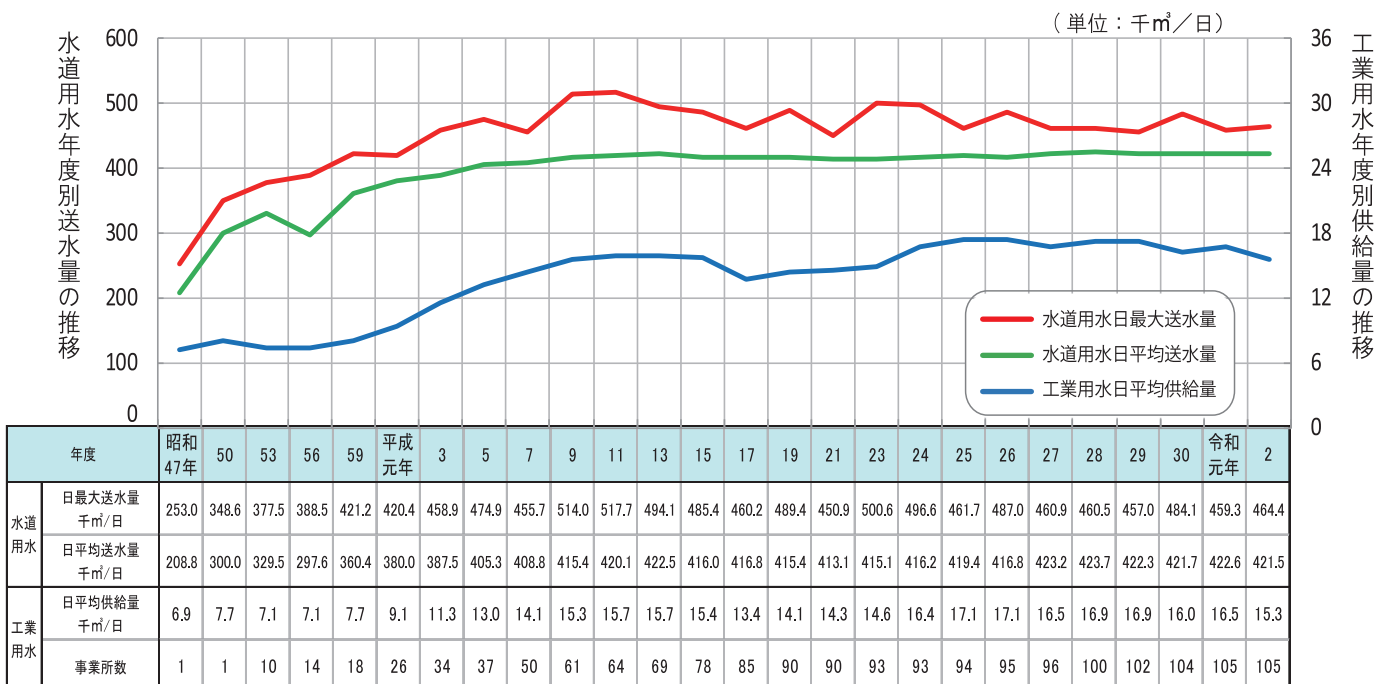
工業用水道事業とは、産業振興を図るため製造業を中心とする企業等に対して工業用水を供給するものです。

企業局は、本島北部のダムの水を久志浄水場で沈でん処理(一次処理)したあと、主に中南部へ立地する事業所へ供給し、企業の生産活動を側面から支援しています。

令和2年度は、名護西海岸地区、金武湾地区、中城湾港新港地区工業団地及び糸満工業団地等にある事業所に、1日当たり約1万5,268^mの工業用水を供給しました。

※ 水道用水供給事業の料金は1^m当たり102円24銭、工業用水道事業の料金は1^m当たり基本料金が35円、超過料金が70円でそれぞれ消費税を加えた金額となっています。

供給量の推移



※ 工業用水供給先の事業所数は、各年度末日時点で供給を行っている事業所数です